

指定通所リハビリテーションの運営規程

第1条 医療法人一真会が開設するデイケアセンターまごころ（以下事業所という）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 要介護状態にある者（以下「要介護者」という。）に対し、適正な指定通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第3条 事業所の従業者は、利用者の心身の状況を踏まえて、可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。

2 事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

3 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

（名称及び所在地）

第4条 事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

（1）名称 医療法人社団一真会 デイケアセンターまごころ

（2）所在地 香川県木田郡三木町井戸 533-3

（従業者の職種、員数、及び職務内容）

第5条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

（1）管理者 1人（常勤・医師）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

（2）従業者

① 理学療法士・作業療法士 2名（常勤）

② 看護職員 1名（非常勤1名）

③ 介護職員 8名（常勤3名、非常勤5名）

従業者は、指定通所リハビリテーションを提供する。

（営業日及び営業時間）

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

（1） 営業日：（1単位目）月 火 水 木 金 土

（2単位目）月 火 水 木 金 土

ただし、国民の祝日、12月30日～1月3日、8月12日～8月15日を除く。

（2） 営業時間：午前9時～午後5時

サービス提供時間 （1単位目）午前9時30分～午後4時00分まで。

(2単位目) 午前9時30分～午後5時00分まで。

(指定通所リハビリテーションの利用定員)

第7条 指定通所リハビリテーションの利用定員は、次の通りとする。

40人(2単位)

(指定通所リハビリテーションの内容)

第8条 指定介護通所リハビリテーションの内容は、次の通りとする。

- (1) 併設型通所リハビリテーション
- (2) 居宅と事業所間の送迎
- (3) 食事の提供
- (4) 個別リハビリテーション
- (5) 中山間地域等に住居する者へのサービス提供
- (6) 指定介護通所リハビリテーションの施設における入浴介助・特別入浴介助

(通常の事業の実施範囲)

第9条 三木町全域【奥山・小蓑を除く】、さぬき市の一部(旧長尾町【多和を除く】・旧寒川町)、高松市の一
部(十川東町・亀田南町・亀田町)

(利用料その他の費用の額)

第10条 指定通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告知上の額とし、指定通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告知上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

2 第9条に規定した通常の事業の実施地域を越えて行う指定通所リハビリテーションに要した送迎費については、以下の額を徴収する。

- ・通常の事業の実地範囲を越える地点から片道10Km未満 500円
- ・通常の事業の実地範囲を越える地点から片道10Km以上 1000円

3 オムツ代:1枚につき、170円

4 食費 昼食640円 おやつ・飲み物100円

5 教育娯楽費 実費

6 その他、日常生活で係わる費用の徴収が必要となった場合は、その都度利用者又はその家族に説明をして同意を得たものに限り徴収する。

(衛生管理等)

第11条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。

2 事業所において感染症が発生し又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を

おおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第12条 利用者が指定通所リハビリテーションの提供を受ける場合に、利用者側が留意すべき事項は、次の通りとする。

- (1) 利用者は事業所の設備及び備品を利用するに当たっては、職員の指示や定められた取扱要領に従い、当該設備等を破損することのないよう、又安全性の確保に留意するものとする。
- (2) 利用者は事業所の安全衛生を害する行為をしてはならない。

(事故発生時の対応)

第13条 当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者などに連絡を行うとともに、必要な措置を行う。また、事故の原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じる。

- 2 当事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 3 当事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(個人情報の保護)

第14条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適正な取り扱いのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努める。

(非常災害対策)

第15条 消防法に規定する防火管理者を設置して、消防計画を作成するとともに、当該消防計画に基づく次の業務を実地する。

- (1) 消火、通報及び非難の訓練（年1回）
- (2) 消防設備、施設等の点検及び整備
- (3) 従業員の火気の使用又は取り扱いに関する監督
- (4) その他防火管理上必要な業務

- 2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする

(虐待防止に関する事項)

第16条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等防止のための次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

（3）その他虐待防止のために必要な措置

2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に要する者)による虐待を受けたと思われる利用者を「発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（業務継続計画の策定等）

第17条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（委託契約）

第18条 食事提供は委託業者と契約を行い、実施する。

（苦情の受付）

第19条 当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付ける。

（1）当事業所内苦情受付窓口（担当者） 管理者 大幸貴美子

受付時間 月曜日～金曜日 午前10時～午後4時（木曜は午前12時まで）

（2）行政機関その他苦情受付機関 最寄りの市町村、国保連合会

（その他運営に関する留意事項）

第20条 事業所は、全ての通所リハビリテーション従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業員の資的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。

（1）採用時研修 採用後3ヶ月以内

（2）継続研修 年1回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、適切な指定通所リハビリテーションの提供を確保する観点から、性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

5 事業所は、指定通所リハビリテーションに関する記録を整備し、そのサービスを提

供した日から最低5年間は保存するものとする

- 6 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、医療法人一真会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

- (付則) この規程は、15年2月28日から施行する。
- (付則) この規程は、15年4月1日から施行する。
- (付則) この規程は、15年9月1日から施行する。
- (付則) この規程は、16年4月1日から施行する。
- (付則) この規程は、16年7月12日から施行する。
- (付則) この規程は、17年4月18日から施行する。
- (付則) この規程は、17年10月1日から施行する。
- (付則) この規程は、18年4月1日から施行する。
- (付則) この規程は、20年12月1日から施行する。
- (付則) この規程は、21年4月1日から施行する。
- (付則) この規程は、23年8月1日から施行する。
- (付則) この規程は、26年4月1日から施行する。
- (付則) この規程は、27年8月1日から施行する。
- (付則) この規程は、30年4月1日から施行する。
- (付則) この規程は、令和元年10月1日から施行する。
- (付則) この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- (付則) この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- (付則) この規程は、令和4年9月1日から施行する。
- (付則) この規程は、令和5年1月1日から施行する。
- (付則) この規程は、令和5年5月1日から施行する。
- (付則) この規程は、令和6年6月1日から施行する。
- (付則) この規程は、令和6年10月1日から施行する。
- (付則) この規程は、令和7年1月1日から施行する。